

令和2年5月22日

令和2年第5回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の小針委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 昨年の 4 月にも同様の太陽光発電関係の転用案件があったと思われませんが、確認させていただきたい。農地に太陽光発電することは可能なのでしょうか。
- ◎ 事務局 過去に農地へ太陽光発電システムを設置している例もありますので、農地へ設置することは可能と思われれます。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) すでに太陽光発電を設置されているところは、雑地として扱われ宅地並みに固定資産税も変わると聞いたことがあるが、いかがでしょうか。
- ◎ 事務局長 地目が農地で無くなった場合、「その他の雑種地」として宅地並みの評価に変わります。宅地並みと申しましてもコンクリート敷や敷砂利等、評価項目はいろいろありますが、非農地の評価になります。
- ◎ 議 長 その他ありませんか。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 15 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 15 号番号 1 については、原案どおり可決されました。
- 次に、議案第 16 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明お願いいたします。
- (朗読・説明)
- ◎ 議 長 次に議案第 16 号番号 1 の調査員の小針金之委員から調査報告をお願いいたします。
- ◎ 7 番委員 (小針 金之) 議案第 16 号番号 1 について、調査報告させていただきます。
- 5 月 15 日、吉田今朝雄推進委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。申請地は、川辺字武道■■番■で、地目は畑・現況は休耕中であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思ひます。現地確認後、譲受人の■■■と譲渡人の■■■■■さんに話を伺ひました。
- では、消防屯所が昭和 48 年に建築されてから 45 年以上経過しており、老化が進んでいるほか、川辺公民館の一部を消防車両の車庫として利用していて、新型消防車両の導入により車庫が狭く、消防用具などの置き場も狭くなってしまったことから、独立した土地で屯所を新築する必要

が生じたとのことであります。

そのため、土地を■■■■で選定し、消防屯所は村が建築する計画をしております。

土地の選定については、現在の消防屯所付近で、緊急時にすぐに出動できる利便性の良い土地を探しており譲渡人の■■■■さんへ相談をしたところ、快諾を頂き、お互いの意向が一致したことから、今回の農地法第5条の農地転用許可の申請になったとのことであります。

申請地は、周りに畑もありますが、住宅、商業施設などが50戸以上連たんしており、農地の集団性や農作業の効率化に影響がなく、第3種農地で、転用が可能な農地とされており、問題は無いものと思われま

す。また、建築することにより周辺農地への日照等支障を及ぼすおそれはなく、また、排水処理については農業集落排水処理施設へ、雨水については村道側溝へ流す計画をしております、心配ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 　ただいま調査員の小針委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 　それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第16号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 　異議なしと認め、議案第16号番号1については、原案どおり可決されました。

次に議案第16号番号2の調査員の小針金之委員から調査報告をお願いいたします。

- ◎ 7番委員 　議案第16号番号2について、調査報告させていただきます。

(小針 金之)

5月15日、吉田今朝雄推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、川辺字二ノ鳥居■■番■■で、地目は田・現況は休耕中であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思

います。現地確認後、被設定人の■■■■と設定人の■■■■■さんに話を伺いました。

被設定人の■■■■は、JR水郡線川辺沖駅周辺に駐車場がなく、利用者が駐車するための土地の確保が必要となつてまいりました。

そこで、駅周辺に適当な土地を探していたところ、当該農地が適していると考え、■■■■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、今回の農地法第5条の農地転用許可の申請になったとのことであります。

申請地は、川辺沖駅から300m以内にある事から第3種農地となり、転用が可能です。

また、周辺の状況としては、道路と水郡線の線路に面した農地で、申請地に砂利を敷いて使用する事から、周辺農地への影響は特にないものと思われま

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の小針委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 村で借上げて誰でも自由に駐車場として利用してかまわないということでしょうか。
- ◎ 7 番委員 (小針 金之) 以前より川辺区として川辺沖駅駐車場設置の請願を村にしております、請願書が受領されたところでした。駅利用者が送迎をする際、駐車場がなく不便であるため、誰でも自由というわけではなく、駅利用者のためと理解していただければと思います。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 今年の1月に■■■■さんが同じ場所で許可申請を出していたが、承知しているのでしょうか。
- ◎ 7 番委員 (小針 金之) ■■■■さんに川辺区でも川辺沖駅駐車場設置の請願をしていることを相談しており、同時期に一緒に申請できないか話してましたが、世帯員が増えるということで、一部を先に転用し駐車場として使用している。
- ◎ 議 長 その他ありませんか。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第16号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第16号番号2については、原案どおり可決されました。
- 次に議案第17号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (朗読・説明)
- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第17号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第17号については、原案どおり可決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程(案)

- ◎ 事務局 次回の総会は令和2年6月24日の水曜日、午後1時30分から場所は玉川村保健センター2階会議室を予定しております。総会終了後、第1回連携会議を開催予定。

7 閉 会 須藤職務代理者